

博士請求論文審査要旨

情報セキュリティ大学院大学
情報セキュリティ研究科

論文題目 : 情報生成過程における倫理の研究 - 「考える倫理」の実践に向けて -
申請者 : 永松博志
審査委員会 : 主査 林 紘一郎 (教授)
副査 廣松 毅(教授)
副査 小山昌宏(博士(情報学))
副査 有田正剛(教授)

I. 論文内容の要旨

本論文は、情報発信主体によって情報素材がコンテンツ等の価値を持った情報に加工され、それが情報受信者に提供されるまでの一連の情報処理の過程を「情報生成過程」と定義し、その「情報生成過程における倫理」を実践的に探求するものである。

II. 論文審査結果の要旨

本論文は、次のように構成されている。

冒頭の序章は、研究の背景と目的、意義と方法論を概説し、論文全体の構成等を紹介している。

第1部「情報哲学的地平」は2つの章で構成されている。第1章は、これまでの情報セキュリティに関する考え方を俯瞰した上で、本研究が新たに提示する「情報生成過程における倫理」について、その意味と特徴を述べている。第2章では、情報生成過程に注目する以上、情報の特質を理解することが不可欠との認識のもとに、情報哲学の代表的な考え方をとりあげ、それらを吟味することで、情報の本質解明に向けて広汎なサーベイを行なっている。

第2部「情報主体（部分）的観点と情報環境（全体）的観点」は、3つの章で構成されている。第3章では、情報発信主体における「情報生成過程における倫理」を対象とし、そのなかで「映像加工や音声処理」、「情報の客観性」などについて考察している。第4章では、一次情報に接する個人の倫理的行動と、その個人が属する情報発信主体（企業）との間の倫理的なギャップを考察するため、今日においても有力な番組コンテンツであるニュースの制作における、ジャーナリストの専門職倫理を事例に論述している。第5章では、情報発信主体を取り巻く環境を広く考察対象とする。これは情報発信主体から送出された情報は、最終的には受信主体を含めた環境の中で理解されるが、その際に「情報生成過程における倫理」がどのように関わっているのかを考察するためである。

第3部「情報生成過程の倫理の実践に向けて」は2つの章で構成し、第1部および第2部で考察してきたことを今後どのように組織に組み込んでいけば、具体的に「情報生成過程における倫理」を実践することができるかについて検討している。第6章では、その一つの解決策として、企業倫理およびコンプライアンスの浸透を実際の組織に適用した事例を、著者の発案である「考える倫理」として解説している。第7章では、「考える倫理」が、他の手段では達成できない理解を導くことを例証している。

終章は、本論文の分析結果を簡潔にまとめたものである。

本研究には、次の3つの新規性（独創性）があると思われる。

1つは、情報生成過程も情報セキュリティの守備範囲であることを明確にし、その倫理を身につける方法を提示したことである。伝統的な「情報セキュリティ・マネジメント」では、情報が何らかの形で取引可能な状態になった時点以降を、「情報資産」と呼んで管理の対象としてきたが、本論文はその始期を早めている。なおソフトウェア（特に暗号プロトコル）の分野では、悪意をもった利用法を想定して、脆弱性を最低限にするなどの配慮は当然行なわれてきたが、それは作成者個人の倫理観に期待しており、倫理を組織的に実践する方法論には及んでいなかったため、この点において申請者の独創性が認められる。

2つ目は、文化道徳的自由度を縦軸に、行動（経済）的自由度を横軸にした、倫理的な特性を表すグラフを用いて、対象者（組織）の倫理的な傾向をみる方法を論じた点である。このグラフは、個人、組織（企業）、社会の3つのレイヤーを持ち、このレイヤー間の関係性（利益相反を含む）をみることで、倫理的な判断を可能とする分析軸を提供している。

3つ目は、倫理を組織に浸透させる手法の実践である。従業員倫理規程や従業員行動規程など、規則を組織縦断的に統制する方法と違い、実例のケース・メソッドを用いて議論の活性化を図る「考える倫理」によって、組織横断的に解決する施策の有効性を論じている。この手法は、申請者の前の博士号取得の経験から生み出され、その後7社程度で実践されているとのこと、実施企業を匿名にするとの条件の下で了解を得て、今回初めて論文化されたものである。

以上のように、本研究は情報セキュリティの分野で新たな貢献をしたものと思われるが、倫理や哲学の専門家からすれば、理論的な不満や異論が残るかもしれない。しかし申請者の方法論としての「考える倫理」は、「倫理とは何か」に深入りすることを避け、「まず皆で考えることから始める」ことに徹することによって、逆に「倫理とは何か」を参加者に体感してもらおうという手法に他ならず、実務家である利点を生かしたものである。申請者には、さらなる高みを目指すため、今後の実践を通じて、2つの博士号を取得した潜在力を社会に還元する努力を期待したい。

Ⅲ. 審査経過

本審査委員会は、平成26年7月29日に論文内容について口述試問を行なうとともに、これに関連する事項の最終試験審査を実施して、申請者が学位取得にふさわしい知見を持つものと判断した。